

公立保育所の施設管理に関する基本方針の見直しについて

こども未来局

11.10.2025

TABLE OF CONTENTS

01 | 方針見直しの趣旨

04 | 現状の課題

02 | 現行の基本方針の概要

05 | 今回の見直しで整理した骨子(案)

03 | 現方針策定 (R3.1) 以降の状況
の変化

06 | 今後のスケジュール(案)

01 方針見直しの趣旨

1 趣旨

- 令和3年1月に策定した「公立保育所の施設管理に関する基本方針」は、おおむね5年後の見直しを前提としたものであり、今年度がその節目にあたる
- 策定以降、建設費の高騰や保育ニーズの動向など、状況が変化
- これらの変化や建替えの進捗状況を踏まえ、方針の適切な見直しが必要

02 現行の基本方針の概要

01 公立保育所全体で老朽化が進行

- ・昭和40・50年代に集中的に整備された公立保育所は、今後5年間でその半数以上が耐用年数を超過する
- ・民間保育施設の増加や就学前児童の減少など、保育を取り巻く環境が変化している

02 公立保育所の建替え

- ・基本方針を策定し、計画的に建替えを進めていく必要がある
- ・老朽化の進行により建替えが必要な公立保育所は今後20年間(R3~R22)で47か所

02 現行の基本方針の概要

03 今後の建替えの方向性

- ・公立保育所の建替えは民間と比較して市の財政負担が大きく、多大な財源が必要となる
- ・47か所の建替えを進めていくには、民間の力を活用した建替えも行っていく(民営化)
- ・公立と民間保育施設がバランスよく共存できるよう、一定数の統廃合(廃止)も検討していく

04 今後の建替えの施策展開

- ・建替対象47か所について、立地条件や保育需要を勘案し、公立建替え24か所、民営化20か所、統廃合3か所とする
- ・民営化により削減される財源を活用し、保育の質向上に係る新たな施策を展開

03 現方針策定(R3.1)以降の状況の変化

1

建設費の高騰

※市負担＝
地方交付税措置のない市債、一般財源

・公立保育所の工事費

策定時：3億（うち市負担2億）



現在：9.3億（うち市負担4.8億）

[千城台西保育所 ※外構工事は今後発注]

・民間保育園の工事費

策定時：3億（うち市負担0.25億）



現在：5.7億（うち市負担1億）

[R7年度民営化保育所3園の平均]

2

民営化により削減される財政負担の 試算(イニシャルコスト)

策定時：40億(20年間)



現在：66億(15年間)

▶建設費高騰により公立建替えの財政負担が大きくなったことで、削減効果が拡大。

※「20年間」は方針策定時点での試算。

※「15年間」は策定から5年後の改定時(現在)における、残り期間に対する再試算結果。

3

民営化による削減される財政負担の 試算(ランニングコスト)

策定時：50億(20年間)



現在：29億(15年間)

▶処遇改善の充実等により、1園あたりの年間差は1,500万→1,200万へと縮小(＝年間300万円の削減効果が減少し、当初ほどのコスト削減は見込めなくなっている)

03 現方針策定(R3.1)以降の状況の変化

4

保育需要の動向

- ・一貫して伸び続けてきた保育需要は減少局面に向けた過渡期にある。
- ・同一行政区内でも保育需要の高低には地域差があり、受け皿の確保にあたっては、よりきめ細かい視点から検証する必要がある。
- ・園児数減少等による閉園や定員割れが生じており、今後は少子化の進行により更に増加すると推測される。

5

公立保育所に求められる役割の変化

- ・医療的ケア児や誰でも通園など、民間では応えきれないニーズへの対応
- ・民間園の更なる増加
策定時点(R2): 274か所
現時点(R7): 322か所

04 現状の課題

01 建替え用地の確保

- ・用地確保が難航し建替え延期となるケースが多発
- ・直近の用地確保状況を踏まえた現実的な計画に見直すべきか

02 建設費高騰により増加する財政負担の抑制

- ・建設費の高騰を踏まえ、財政負担の平準化を念頭に置いた建替え計画が必要
- ・公立建替えの財政負担増により、「民営化をより一層進めるべき」との考え方もあり得る

03 入札不調による開園遅延の防止

- ・入札不調や資材の不足等により建設工期が延期されると開園遅延が発生
- ・十分な工期を確保するため、現方針で定めている標準的工程を見直すべきか

04 公立保育所に求められる役割への対応

- ・医療的ケア児や誰でも通園など民間では応えきれないニーズへの対応
- ・民間園増に対応した巡回指導等による質の底支え

04 現状の課題

05 人口減少地域における公立保育所の存置

- ・民間法人の参入が見込まれない地域の保育は、引き続き公立が担うべき。
- ・一方、少子化の進行を踏まえ、適正配置の観点からさらなる統廃合を進める必要もあり、存置すべき保育所の精査が必要。

06 民営化への応募事業者の確保と優良な市内法人の参入促進

- ・応募法人の資質によっては、民営化後の質の低下も懸念される。
- ・優良な市内法人の参入が期待されるが、関心はあるものの参入に慎重な法人が多く、応募条件や民営化のプロセス等の見直しが必要。

07 削減コストを活用した質向上策

- ・策定当時、削減コストで質向上策にあてることとしているが、建設費高騰により、状況が変化。

05 今回の見直しで整理した骨子(案)

方針: 公立保育所の施設管理に関する基本方針。公表される内容。

方針外: 基本方針に盛り込む性質ではない(なじまない)事項で、実務上必要に応じて個別に対応・調整するもの。

No	区分	項目	現方針	改定後	変更有無	備考・補足
1	方針	建替え・維持保全の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・木造施設を優先的に建替え、次にRC造施設を経過年数が古い順に建替え ・建替えまでに一定期間を要する保育所は計画的な改修により維持保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・「周辺公共施設の再配置検討により、優先順位を変更する場合がある」を追加 	無	未着手の木造は大宮台、野呂のみ(いずれも建替え用地の見通しは立っている※築浅の更科は除く)
2	方針	統廃合の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保育資源の集約や適正配置の観点から、一定数の統廃合を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育需要の動向等を踏まえて統廃合の追加を検討 	検討中	現時点で決定している統廃合は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・高洲第二、高浜 ・花見川第一、第三 ・あやめ台第一、第二
3	方針	公立保育所、民営化の数	<ul style="list-style-type: none"> ・公立建替え24か所、民営化20か所、統廃合3か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費の高騰や保育需要の動向、公立保育所の役割等を踏まえて検討 	検討中	
4	方針外	建替え対象の追加【軽量鉄骨造の保育所】	<ul style="list-style-type: none"> ・記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載なし 	無	<ul style="list-style-type: none"> ・H20,21に耐震基準に満たない7か所を軽量鉄骨造で整備 ・40年が標準耐用年数のため、建替え対象として追加しない

05 今回の見直しで整理した骨子(案)

No.	区分	項目	現方針	改定後	変更有無	備考・補足
5	方針	建替えスケジュールの見直し	・民間事業者の参入意欲があるうちに民営化	・民営化、公立建替えともに、用地確保の実情や見通しを踏まえ、必要に応じてスケジュールを見直し ・財政負担の平準化にも配慮	有	
6	方針外	優良な応募事業者の確保	・記載なし	・民間園からの意見聴取も行った上で、応募条件や民営化のプロセス等を見直す。	有	
7	方針	建替え期間(公立の建設工期)	・2年	・3年	有	・入札不調、資材不足による着工遅延、働き方改革による労働時間の縮減により、開園が遅延することを防ぐため
8	方針	個別施設対策リスト	・建替えを行わない保育所や、建替えまでに一定期間を要する保育所について、維持保全のために必要な改修の時期を整理	・建替えスケジュールの見直し(No.5)に伴い、改修時期の再設定を行う。 ・維持保全のための工事として、電気、給排水を追加。	有	

05 今回の見直しで整理した骨子(案)

No.	区分	項目	現方針	改定後	変更有無	備考・補足
9	方針	軽量鉄骨造(常設プレハブ造)による整備	・記載なし	・安全性や構造的な耐久性にも問題がないことから、今後の公立建替えに当たり選択肢の一つとする。	有	・軽量鉄骨造の実質的な耐用年数は40年 出典:日本建築学会
10	方針	公立保育所の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育施設の「質」にバラつきがあり、全体の底上げが必要。 ・保育ノウハウの蓄積・共有や、民間への助言・支援を行える専門的な人材の育成が必要。 ・市の保育士等が現場経験を重ね、支援側として必要な専門性を身につける育成の場として重要な役割。 ・民間施設の参入が困難な地域では、公立保育所による保育提供が必要不可欠。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や誰でも通園など民間では応えきれないニーズへの対応や民間園増に対応した巡回指導等による質の底支えの必要性を踏まえて検討 	検討中	

05 今回の見直しで整理した骨子(案)

No.	区分	項目	現方針	改定後(案)	変更有無	備考・補足
11	方針	保育の質向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化により削減される財源を活用し、保育の質の向上に係る取り組みを強化 ・保育の質向上施策を効果的に実施するため、学識経験者等から意見聴取する。 ・保育者や保育施設等の現状把握、保育の質向上策の成果指標設定等のため、実態調査を実施する。 ・意見聴取や実態調査の結果に基づき、より一層保育の質の向上に係るあらたな施策を展開していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果を踏まえて設置した「千葉県幼児教育・保育人材支援センター」により、保育者の悩みに対する相談支援、キャリアに応じた研修メニューの提案等を実施 ・職種別、テーマ別、キャリア別など、体系的に研修機会を年間を通じて提供し、公立保育所・民間保育施設に従事する保育者ひとりひとりの資質向上を図る 	有	

06 今後のスケジュール

日時	会議等	審議事項
令和7年11月10日	(外部) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (※1)	
令和8年1月中下旬	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を踏まえた政策会議 (※2) の実施	
令和8年2月上旬～3月上旬	パブリックコメント手続	
令和8年3月中旬～下旬	(外部) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会	策定に係る審議
令和8年3月下旬	計画策定	
令和8年4月1日～	計画期間の開始	

※1…学識経験者等の委員による組織で、児童福祉に関する事項を調査・審議

※2…市政運営の基本方針及び全庁に跨る重要施策の決定を行うことを目的とした会議